

監査告示第15号

令和4年6月27日付け監査第0627001号で提出した定期監査結

果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、

地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月25日

宇佐市監査委員

佐藤 博



宇佐市監査委員

多田 義一



総務第 0729001 号
令和 4 年 7 月 29 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永修 (総務課)



令和 4 年度第 2 回定期監査における指摘事項等に対する措置状況 について (報告)

令和 4 年 6 月 27 日付監査第 0627001 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

- ・(1) 契約事務について
基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。
 - ① 契約必要書類が期限内に提出されてはいるが、速やかに契約締結がされていないもの
 - ② 契約保証金の免除の根拠となる添付資料に不備があるもの
 - ③ 契約関係書類で未記入の箇所があるもの

措置状況

- ・宇佐市契約事務規則、宇佐市文書管理規程等の関係例規を再度確認し、適正に処理を行います。また事務処理内容についてミスが生じないような仕組み作りをすべきとの指摘であると認識しています。事務の効率的な運用とミスの削減に向けて引き続き検討します。

・(2) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

① 補助金交付事務で添付資料に一部不備があるもの

措置状況

・注意事項については自治区集会所建設(修繕)事業にかかる補助金交付後に(施工業者から自治区宛の)領収書の写しの添付漏れがあったものです。担当者が補助金交付後の領収書の写しの提出義務の認識がなく、提出の有無について特段のチェック体制をとっていなかったことが原因です。写しの提出のない自治区については提出を求め添付しました。今後はマニュアルに明記し、事前に説明を行います。

3. 要望事項

・全庁的な業務の指導については、年度当初の説明会において詳細な資料を作成し、庶務担当者等へ説明をされている。しかしながら、監査において各課同様な指摘事項が多く、毎年繰り返されているのが現状である。指摘事項の減少に繋がるよう、各種事務の取扱いについて関係各課と連携・協力し各課への指導について、より効果的な方法を検討され事務改善に努めるよう要望する。

措置状況

・要望事項については例として市内出張命令簿について指摘事項が多くその必要性について廃止を含めて検討するよう要望されたものと認識しています。今後規則の改正も含めて検討が必要なものもあるため、その効果影響について検討していきます。

なお、各課同様な指摘事項が多い件につきましては、その原因を分析し関係各課と連携協力の上、庶務担当者会議等で周知することにより努めてまいります。

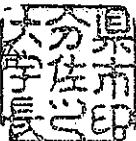


危機第0729001号
令和4年 7月29日

写

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田 義一 様

宇佐市長 是永修
(危機管理課)



令和4年度第2回定期監査における指摘事項等に対する措置状況について（報告）

令和4年6月27日付監査第0627001号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

①補助金交付事務で交付要綱の規定どおり事務執行がなされていないもの

措置状況

- ・監査結果に伴い、事務従事職員への事情聴取と補助金関係書類の再確認を行いました。

今回ご注意をいただきました宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付対象者の要件につきましては、令和2年6月18日付で発出された大分県特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付に関するQ&Aに「実質的な生活実態として、補助金交付対象者の要件に該当すると認められるのであれば、本事業の対象としてよい。」旨が示されており、それに基づき定められた運用内規に該当するもので、補助金交付対象者に該当するものと解しています。

しかしながら、補助金交付までの過程において、事務処理や確認の一部が口頭でなされたことにより、基本的な補助金の事務処理に適正を欠くこととなっていましたので、今後は補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守するとともに内規の整備を行い、不適切な事務が生じないよう努めてまいります。

3. 要望事項

- ・該当なし



写

建住第0711002号
令和 4年 7月 11日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治
(建築住宅課) 長
大分県宇佐市

令和4年度第2回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について(報告)

令和4年6月27日付監査第0627001号で報告のあった定期監査結果
について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・該当なし

2. 注意事項

(1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

① 補助金交付事務で交付要綱に規定する追加交付となった決定過程・理由
が分からぬもの

措置状況

・宇佐市特定空家等除却促進事業補助金の追加交付については、当該空き家の緊急的な危険性、周囲住居への多大な影響・被害を踏まえ、その必要性、妥当性を課内協議の上、追加交付を決定し、補助金交付決定通知と合わせて決裁を行いました。

今後は、追加交付理由を明確に記載した書面を作成し、決裁を取ることにより追加交付を決定します。

(2) 文書事務について

切手受払簿で修正テープを使用しているものが見受けられた。公文書においては、軽微な修正を行う場合でも修正テープ等による修正は修正前の状態が明らかにならず、また誰が修正したかが分からぬため責任の所在が不明確となり適正な文書管理とはいえない。見え消しで修正するなど適正な事務処理を行うべきである。

措置状況

今後は、修正する場合は切手受払簿の管理担当者による見え消し修正を行います。

3. 要望事項

・該当なし